

競争参加者の資格に関する公示

北海道防衛局管内（５）土質調査に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

本公示業務名に記載の３件の業務について、一括して公示し、当該業務を対象とする一つの共同体について資格審査を実施する試行業務である。

令和６年１月２３日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 宮崎 順

（公印省略）

- 1 業務名
 - ① 北海道防衛局管内（５）土質調査（その１）
 - ② 北海道防衛局管内（５）土質調査（その２）
 - ③ 北海道防衛局管内（５）土質調査（その３）
- 2 業務場所
 - ① 北海道千歳市、松前郡松前町
 - ② 北海道旭川市、札幌市、恵庭市
 - ③ 北海道千歳市、石狩郡当別町
- 3 業務概要 本工事の概要は以下のとおり
 - ①千歳市
 - 【千歳基地】
 - ・ボーリング調査（L=27m×4本、25m×6本、25m×59本）
 - 【千歳高射教育訓練場】
 - ・ボーリング調査（L=25m×2本）
 - 松前町
 - 【松前警備所】
 - ・ボーリング調査（L=11m×2本）
 - ②旭川市
 - 【旭川駐屯地】
 - ・ボーリング調査（L=15m×2本、13m×3本、11m×6本、8m×2本、7m×4本）
 - 【旭川駐屯地神居山無線中継所】
 - ・ボーリング調査（L=10m×1本）
 - 【旭川駐屯地鷹栖射撃場】
 - ・ボーリング調査（L=10m×1本）
 - 【旭川駐屯地近文台弾薬支処】
 - ・ボーリング調査（L=15m×4本）
 - 【旭川駐屯地近文台燃料支処】

- ・ボーリング調査 (L=10m×2本)

札幌市

【札幌駐屯地】

- ・ボーリング調査 (L=5m×11本)

【真駒内駐屯地】

- ・ボーリング調査 (L=11m×2本、10m×3本、8m×3本)

【真駒内駐屯地真駒内弾薬庫】

- ・ボーリング調査 (L=10m×1本)

【真駒内駐屯地真駒内射撃場】

- ・ボーリング調査 (L=10m×1本)

恵庭市

【島松駐屯地】

- ・ボーリング調査 (L=22m×8本、20m×8本)

【島松駐屯地島松山高射教育訓練場】

- ・ボーリング調査 (L=25m×1本)

【島松駐屯地桜森高射教育訓練場】

- ・ボーリング調査 (L=22m×4本)

③千歳市

【東千歳駐屯地】

- ・ボーリング調査 (L=50m×12本)

【東千歳通信所】

- ・ボーリング調査 (L=35m×3本)

【千歳試験場】

- ・ボーリング調査 (L=40m×2本)

【北海道大演習場千歳小火器射場】

- ・ボーリング調査 (L=50m×2本)

【北海道大演習場東千歳地区】

- ・ボーリング調査 (L=50m×2本)

【祝梅高射教育訓練場】

- ・ボーリング調査 (L=40m×2本)

【中央地区高射教育訓練場】

- ・ボーリング調査 (L=40m×2本)

当別町

【三沢基地当別分屯基地】

- ・ボーリング調査 (L=10m×12本)

4 履行期限 契約日の翌日から令和6年10月31日まで

5 競争参加資格審査申請書の交付

- (1) 交付期間 入札公告日から開札の日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。（正午から午

後1時までの間を除く。)ただし、最終日は正午までとする。

(2) 交付場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課
電話011-272-7513
FAX 011-280-0351
Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) その他 共同体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出期限等

(1) 提出期間 入札公告日から令和6年2月2日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

(2) 提出場所 上記5(2)に同じ。

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

ア 防衛省における令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等競争参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)申請書提出要領に示す測量等実態調査、技術者経歴書、営業所一覧表、納税証明書(その3)の写し、登録事項証明書、財務諸表及び防衛省整備計画局施設課長より通知された「資格審査結果通知書」の写し。

イ 共同体協定書の写し。

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる業務の施工実績を記載した書類(申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、当該業務の「入札公告(建築のためのサービスその他の技術的サービス建設工事を除く。))」(令和6年1月23日支出負担行為担当官北海道防衛局長)に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、令和6年1月23日以降、当該工事に係る開札の時まで(行政機関の休日を除く。)随時、受付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 共同体としての資格

(1) 共同体の構成

共同体の構成は、次の条件を満たす最大5社の組合せとする。

ア 防衛省競争参加資格のうち、「地質調査」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、

手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

イ 代表者は、防衛省参加資格の「地質調査」において「A」の格付けであること。

ただし、共同体の代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格の「地質調査」において「A、B又はCランク」であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施(事)第150号.28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 参加を希望する件数に関わらず、一つの共同体を結成するものとし、業務ごとに構成員の異なる組合せによる共同体を結成することは認めない。

(2) 構成員の技術的要件等

共同体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 共同体の代表者及び代表者以外の構成員は、平成25年度以降入札公告日までに元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、国内における地質調査（機械ボーリング）業務の実績を有すること（共同体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。).

イ 地質調査士、技術士（「建設部門」選択科目：土質及び基礎）、又はRCCM（選択科目：土質及び基礎又は地質）の資格を有するものを配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、地質調査に係る施工能力が大きいと認められる者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む共同体も上記6により申請することができる。

この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに共同体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7(1)ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。

ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 共同体の名称は、「北海道防衛局管内(5)土質調査 ○○○・○○○・○○○

共同体」とする。

- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時に於いて、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。